

(介護予防) 訪問看護

契約書別紙 (重要事項説明書 C)

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者 (法人) の概要

事業者 (法人) の名称	医療法人至誠会
主たる事務所の所在地	〒940-1111 新潟県長岡市町田町575番地
代表者 (職名・氏名)	理事長 荒川 太郎
設立年月日	昭和42年12月27日
電話番号	0258-32-4040

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	長岡保養園	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒940-1111 新潟県長岡市町田町575番地	
電話番号	0258-32-4040	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	1510210758
管理者の氏名	荒川 太郎	
通常の実業の実施地域	長岡市が定める日常生活圏域のうち、川東地区 (西、東、北、南、山古志) とする。	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。 介護保険制度の他、医療保険制度での利用も可能です。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師等（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

主治医の治療方針（介護保険制度を利用の方は居宅サービス計画を含む。）に沿って、訪問看護計画を立案し、他のサービスとも連携を図りながら、ご家庭においてできる限り安心して自立した生活が送れるよう看護を行います。

訪問看護は、主治医の指示書もしくは、診療情報提供書に沿って行います。

<提供できる主な看護サービス>

- ・全身状態の観察（体温、脈、血圧、病状など）
- ・身体ケア（食事、排泄、清潔、褥瘡予防など）
- ・カテーテル管理（経鼻、胃瘻、尿など）
- ・リハビリテーション（寝たきり予防、関節拘縮予防など）
- ・医師の指示による医療処置
- ・福祉サービスや介護の相談、その他

5. 営業日時

曜 日	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日 国民の祝日（振替休日含む） 年末年始（12月30日～1月3日） 及びお盆（8月15日～16日）
訪問対応時間	午前9時～午後5時	休み

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師・准看護師	1人以上

7. サービス提供の担当者

利用者へのサービス提供の担当訪問看護職員及びその管理責任者は下記のとおりです。担当訪問看護職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。やむを得ず訪問担当看護職員が変更になる場合もございますので、ご了承ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	氏名： 資格： <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師
管理責任者の氏名	管理者：荒川 太郎

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用額及び加算額に対する利用者の負担割合に応じた金額となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

具体的な料金は、別紙5-1をご参照ください。

(1) 支払い方法

別紙5-1の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて月末に請求します。お支払いの方法は、別紙4-1をご参照ください。

なお、お支払いは、ご請求のあった当月月末までに納入をお願いいたします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0258-32-4040
	面接場所 当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市福祉保健部介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

1 2. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3. 虐待の防止

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- 2 事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 3 事業所は、虐待防止のための指針を整備する。
- 4 事業所は、虐待防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 前1～5項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 6 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するよう努める。

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの証書の内容に変更が生じた場合には、お知らせください。また、オンライン資格確認の機能を用いて医療保険情報及び限度額の確認をいたします。